

差別落書き事象に対する市長声明

令和5年5月15日、国東市隣保館において差別落書きが見つかりました。
発生後、その日のうちに市内の公共施設の点検を行い、異常がないことを確認しました。

また、警察へ通報するとともに、現在も継続して巡回、点検を行っています。

差別落書きは、軽犯罪法や刑法の器物損壊罪、建造物損壊罪に該当する犯罪行為であり、人の心を傷つけるだけでなく、見た人に新たな差別意識をうえつけ、偏見を助長、拡大するおそれがあり、決して見過ごすことはできません。

ましてや、人権啓発の拠点であり、また地域との交流を推進する場所である隣保館にされたこのような行為は、決して許される事ではありません。

国東市では、今年で46年目となる地区人権学習会をはじめとするさまざまな人権啓発に努めてまいりましたが、このような差別落書きが見つかることは多くの市民の願いをふみにじるものです。

あらゆる差別の根絶のためには、市全体で改めて「差別をしない、差別を許さない」という意識を高めることが大切です。

本市といたしましては、このように悪質、卑劣な差別落書きは、絶対許さないという姿勢で、これからも、差別解消に向け、関係機関と連携しながら、なお一層啓発に努めてまいります。

今後も市民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

令和5年5月24日

国東市長 松井督治